

9 防災資機材等の保管状況
 地域振興局各部署で備蓄している防災資機材等は次のとおりである。
 ア 企画振興部
 地方連絡本部を設置する各合同庁舎に当該地域での大規模災害発生時に迅速に対応するため、備蓄庫を設置し保管しているもの

- ① 備蓄資材
 簡易トイレ40台、発電機40台、投光器40台、避難用テント40張
- ② 備蓄食糧
 食料7,200食 飲料水7,200ℓ (1.5ℓ4,800本)
 各地域振興局の防災備蓄庫の備蓄物資の内訳は次表のとおりである。

防災備蓄倉庫の備蓄物資数量一覧

備蓄場所	備蓄物資	配備数量	現品数量	不足数量
防災安全センター (峡中振興局分)	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	4 台	4 台	0 台
	発電機	8 台	8 台	0 台
	投光器(三脚、コードリール)	8 台	8 台	0 台
	避難用テント	8 張	8 張	0 張
	水	600 本	600 本	0 本
	乾パン	900 食	540 食	360 食
	東山梨合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	3 台	3 台
発電機		5 台	4 台	1 台
投光器(三脚、コードリール)		5 台	4 台	1 台
避難用テント		5 張	5 張	0 張
水		600 本	600 本	0 本
乾パン		900 食	640 食	260 食
東八代合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)		簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	2 台	2 台
	発電機	5 台	5 台	0 台
	投光器(三脚、コードリール)	5 台	5 台	0 台
	避難用テント	5 張	5 張	0 張
	水	600 本	568 本	32 本
	乾パン	900 食	640 食	260 食
	西八代合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	2 台	2 台
発電機		4 台	4 台	0 台
投光器(三脚、コードリール)		4 台	4 台	0 台
避難用テント		4 張	4 張	0 張
水		600 本	600 本	0 本
乾パン		900 食	576 食	324 食
南巨摩合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)		簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	3 台	3 台
	発電機	5 台	4 台	1 台
	投光器(三脚、コードリール)	5 台	5 台	0 台
	避難用テント	5 張	5 張	0 張
	水	600 本	600 本	0 本
	乾パン	900 食	900 食	0 食

北巨摩合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	2 台	2 台	0 台
	発電機	4 台	4 台	0 台
	投光器(三脚、コードリール)	4 台	4 台	0 台
	避難用テント	4 張	4 張	0 張
	水	600 本	600 本	0 本
	乾パン	900 食	512 食	388 食
	南都留合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	2 台	2 台
発電機		5 台	4 台	1 台
投光器(三脚、コードリール)		5 台	4 台	1 台
避難用テント		5 張	5 張	0 張
水		600 本	544 本	56 本
乾パン		900 食	896 食	4 食
北都留合同庁舎 (防災備蓄倉庫内)		簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	2 台	2 台
	発電機	4 台	4 台	0 台
	投光器(三脚、コードリール)	4 台	4 台	0 台
	避難用テント	4 張	4 張	0 張
	水	600 本	592 本	8 本
	乾パン	900 食	512 食	388 食
	合 計	簡易トイレ(ベンクイック) (六角バクト)	20 台	20 台
発電機		40 台	37 台	3 台
投光器(三脚、コードリール)		40 台	38 台	2 台
避難用テント		40 張	40 張	0 張
水		4,800 本	4,704 本	96 本
乾パン		7,200 食	5,216 食	1,984 食

イ 健康福祉部
 各健康福祉部に配備されている災害医療救護活動用備品の基準数量は次のとおりである。災害用救急医療セットについては、梱包されたまま保管されていた。

災害医療救護活動用備品配備一覧表

備品名	担 架	簡易ベッド(毛布)	発 電 機 投 光 機	災害救護セット (7点セット)	災害救護セット (3点セット)	災害救護セット (携帯型)
保健所名	(台)	(台)	(台)	(組)	(組)	(組)
甲府保健所	3	5	各1	1		3
日下部保健所	3	5			1	3
石和保健所	3	5	各1	1		3
身延保健所	3	5	各1		1	3
小笠原保健所	3	5	各1		1	3
韮崎保健所	3	5		1		3

吉田保健所	3	5	各1		1	3
大月保健所	3	5			1	3
計	24	40	各5	3	5	24

災害用救急医療セット（7点セット）の内容

セット名称	内容品	保管ケースの 個数	保管ケースの 色表示	備 考
蘇生セット	診断用具等	1	緑	蘇生器、酸素ボンベ付
創傷セット	縫合止血用具等	1	青	
熱傷セット	衛生材料等	1	赤	
骨折セット1号	固定具（ギプス）等	1	黄	
骨折セット2号	〃	1	黄	
骨折セット3号	衛生材料等	1	黄	
輸血・輸液セット1号	輸血用ディスク等	1	黒	
輸血・輸液セット2号	〃	1	黒	
緊急医薬品セット	注射薬、内用薬等	1	白	
雑品セット	水桶、浄水器等	1	茶	緊急用浄水器付

災害用救急医療セット（3点セット）の内容

セット名称	内容品	保管ケースの 個数	保管ケースの 色表示	備 考
3点セット1号	診断用具等	1	紫	蘇生器、酸素ボンベ付
3点セット2号	創傷熱傷用具等	1		緊急用浄水器付
3点セット3号	注射薬、注射器等	1		

ウ 林務環境部

各林務環境部については、特に配備の基準となる数量は指定されていない。調査の結果配備されていた防災資機材等は次のとおりである。

1) 峡中林務環境部

品 名	単 位	配備数量	保 管 場 所 等
無線機	台	5	庁舎内
発電機	基	1	庁舎敷地内倉庫
山火事用給水ポンプ	台	1	〃
山火事用ジェットシューター	台	28	〃
エンジン付き消火ポンプ	台	1	〃
スコップ	丁	150	〃
唐クワ	丁	150	〃
消火用とび	丁	30	〃
チェーンソー	台	1	〃
熊手（鉄製）	丁	10	〃

2) 峡東林務環境部

品 名	単 位	配備数量	保 管 場 所 等
無線機	台	9	庁舎内
山火事用ジェットシューター	台	13	庁舎敷地内機材倉庫
唐クワ	丁	250	〃
熊手（鉄製）	丁	8	〃
スコップ	丁	80	〃

3) 峡南林務環境部

品 名	単 位	配備数量	保 管 場 所 等
無線機	台	9	庁舎内
山火事用ジェットシューター	台	20	庁舎敷地内倉庫
唐クワ	丁	80	〃
熊手（鉄製）	丁	40	〃

4) 峡北林務環境部

品 名	単 位	配備数量	保 管 場 所 等
無線機	台	4	庁舎内
山火事用ジェットシューター	台	18	庁舎敷地内倉庫
唐クワ	丁	100	〃
熊手（鉄製）	丁	30	〃

5) 大月林務環境部

品 名	単 位	配備数量	保 管 場 所 等
-----	-----	------	-----------

鋼矢板 L=6m	枚	180	〃
コルゲート L=6m	m	300	〃
土嚢	枚	240	〃
大型土嚢	枚	340	〃

3) 石和建设部

品名	単位	配備数量	保管場所等
鉄線蛇籠	本	50	庁舎敷地内水防倉庫
土嚢	枚	1,500	〃
縄	kg	3	〃
スコップ	丁	10	〃
カマ	丁	5	〃
カッター	丁	2	〃
鉄線蛇籠	本	505	境川村地内水防倉庫
鉄線	kg	4,100	〃
土嚢	枚	3,700	〃
丸太	本	80	〃
ムシロ	枚	100	〃
縄	kg	30	〃
スコップ	丁	5	〃
カマ	丁	5	〃
カッター	丁	2	〃
H鋼 L=10m	本	180	八代町地内防災拠点テント倉庫
H鋼 L=6m	本	140	〃
鋼矢板 L=10m	枚	280	〃
鋼矢板 L=6m	枚	180	〃
コルゲート L=6m	m	280	〃
土嚢	枚	2,900	〃
大型土嚢	枚	390	〃

4) 市川建設部

品名	単位	配備数量	保管場所等
蛇籠	本	15	庁舎敷地内水防倉庫
土嚢	枚	15,077	〃
縄	巻	5	〃
スコップ・ツルハシ	丁	26	〃
カマ	丁	30	〃
カッター	丁	2	〃
鉄線	kg	1,050	〃
照明具	灯	4	〃
H鋼 L=10m	本	140	市川大門町地内防災拠点倉庫
H鋼 L=6m	本	81	〃
鋼矢板 L=10m	枚	270	〃
鋼矢板 L=6m	枚	138	〃
コルゲート L=6m	m	604	〃
土嚢	枚	1,200	〃
大型土嚢	枚	180	〃
蛇籠 L=3m	本	95	〃
蛇籠 L=4m	本	150	〃
テトラポット2t	個	95	市川大門町地内防災拠点敷地内
テトラポット3t	個	50	〃
テトラポット5t	個	40	〃

5) 身延建設部

品名	単位	配備数量	保管場所等
蛇籠	本	50	庁舎敷地内水防倉庫
土嚢	枚	6,000	〃
とらロープ	巻	53	〃
スコップ・ツルハシ	丁	20	〃
ムシロ	枚	50	〃
カッター	丁	2	〃
鉄線	kg	1,000	〃
照明具	灯	6	〃
オイルマット	箱	9	〃
オイルフェンス	基	1	〃
水防T型マット	枚	1	〃
H鋼 L=10m	本	150	南部町地内防災拠点倉庫
H鋼 L=6m	本	66	〃
鋼矢板 L=10m	枚	293	〃
鋼矢板 L=6m	枚	143	〃
コルゲートパイプ L=2.2m	本	6	〃

コルゲートパイプ L=1.2m	本	12	〃
土嚢	枚	9,350	〃
大型土嚢	枚	250	〃
蛇籠	本	50	〃
とらロープ	巻	53	〃
スコップ・ツルハシ	丁	20	〃
鎌・鉋・鋸	丁	20	〃
鉄線	kg	1,000	〃
照明具	灯	4	〃
護床用3練ブロック 標準8t	個	77	〃
護床用3練ブロック 変形6t	個	7	〃
護床用3練ブロック 標準1t	個	28	〃
護床用3練ブロック 変形1t	個	7	〃

6) 峡北建設部

品名	単位	配備数量	保管場所等
蛇籠	本	138	庁舎敷地内水防倉庫
鉄線	kg	600	〃
土嚢	枚	3,000	〃
縄	巻	6	〃
スコップ・ツルハシ	丁	13	〃
鎌・鉋・鋸	丁	38	〃
ペンチ・カッター	丁	1	〃

7) 都留建設部

品名	単位	配備数量	保管場所等
蛇籠	本	200	庁舎敷地内水防倉庫
鉄線	kg	750	〃
土嚢	枚	20,400	〃
縄	巻	2	〃
スコップ	丁	13	〃
ツルハシ	丁	1	〃
はしご	丁	3	〃
かけや	丁	3	〃
ペンチ・カッター	丁	1	〃
鉋・鋸	丁	5	〃
ペンチ・カッター	丁	20	〃
丸太	本	40	〃

8) 大月建設部

品名	単位	配備数量	保管場所等
土嚢	枚	5,492	庁舎敷地内水防倉庫
鉄線 #8	kg	150	〃
鉄線 #10	kg	500	〃
とらロープ	巻	24	〃
クレハロープ	本	12	〃
蛇籠 鉄線6m	本	80	〃
蛇籠 鉄線5m	本	48	〃
蛇籠 ちょうちん	本	117	〃
ビニールシート	枚	11	〃
麻縄	巻	6	〃
荒縄	巻	18	〃
H鋼 L=10m	本	140	上野原町地内防災拠点倉庫
H鋼 L=6m	本	80	〃
鋼矢板 L=10m	枚	260	〃
鋼矢板 L=6m	枚	140	〃
コルゲートパイプ	m	200	〃
土嚢	枚	1,200	〃
大型土嚢	枚	200	〃
フトン籠	枚	60	〃
根固めブロック 2t	個	55	〃
根固めブロック 3t	個	27	〃
根固めブロック 5t	個	20	〃

第4 1 監査の結果
 総括的な意見
 監査対象とした5地域振興局については、それぞれで災害発生時の対応を定めた「防災対応マニュアル」を作成し、災害時の初動体制の整備を図っていた。しかし、次のとおり検討及び努力を要する事項が見受けられた。

(1) 各地域振興局の防災対応マニュアルについて、一部に配布されていない所属があった。作成されたマニュアルは、各所属・職員に対する周知の徹底を図られたい。

(2) 健康福祉部、農務部、建設部については、それぞれ「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」、「山梨県農業災害対策要領」、「地震防災応急対策行動指針」、「山梨県水防計画」により防災対応マニュアルが作成されていたが、林務環境部については定めていなかった。これら各部のマニュアルと十分な調整を行い地域振興局と所属ごとに組織にあった防災対応マニュアルを作成されたい。

建物が無傷もしくは損壊が軽微な場合、庁舎に入りガス漏れの有無や電気・情報通信機器等の可動状況の確認を行う手順や項目等をあらかじめ明確にし、職員に周知するなど庁舎の被災状況の確認と応急対策を行う体制を整備されたい。

イ 庁舎の耐震診断の実施と耐震改修工事等を実施すべきもの

山梨県地域防災計画第3編第2章第4節で県と市町村は、「地震による建築物の破壊等の被害を防止するため、耐震性建築物の建設の推進を図る。」公共施設災害予防対策のうち県有施設については、「現行の建築基準法(昭和56年施行)以前に建築された県有建物の内、災害復旧活動の拠点となる県庁舎や警察署、避難場所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の努力義務がある建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。」としている。

耐震補強工事等について、次のものが未整備であった。

- ・住吉合同庁舎については、平成10年度に実施した耐震診断の結果補強工事が必要と診断され、補強工事に係る予算要求を行ったが、庁舎の建替計画等の関係で予算計上が見送られたため、耐震補強工事が実施されていない。

- ・耐震改修の努力義務のある建物は、3階建て以上かつ延床面積1000㎡以上の建物であるため、2階建ての単独庁舎である、峡中建設部、峡中林務環境部、小笠原保健所、身延保健所、身延建設部は耐震診断の対象となっていない。

各建設部は、土木部地震対策本部の事務所地震対策本部として、各保健所は、山梨県医療救護対策本部の各地区医療救護対策本部として位置づけられており、災害復旧活動を行う最前線の拠点と考えられる。

したがって、庁舎の建替計画との調整を図りながら、早急に庁舎の耐震診断と耐震補強工事を実施されたい。

ウ 災害時の非常用電源を整備すべきもの

各企画振興部で管理する合同庁舎については、大規模な災害が発生し停電した場合、防災行政無線用自家発電機と庁舎の電源を随う自家発電機が自動的に作動し通常勤務で約10時間分の電気が供給されることとなっている。

しかし、単独事務所については、防災行政無線用自家発電機は設備されているが、庁舎の電源を供給する発電機が配備されていない所属があった。

庁舎の非常用電源は、夜間に非常参集した職員が迅速な対応を行うためには不可欠の設備であるので早急に実情を調査し整備されたい。

(4) 所属職員の被災状況・参集状況を把握する体制は整備されているか

ア 所属職員の自所属以外の参集場所に関する情報を整備すべきもの

県内で震度6弱以上の大きな地震を始め、大規模な災害が発生した場合は、すべての職員が自主的に登庁することとなっている。参集場所は、原則として、自分の所属、交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、第2参集場所として、所属する部局に係る最寄りの機関、第3参集場所として、その他最寄りの県の出先機関、第4参集場所として、最寄りの市町村役場としあらかじめ各自が職員災害対応ハンドブックの記入欄に記入することとなっている。

所属職員の自所属以外の参集場所について一覧表を作成する等明確に把

握していた所属は7所属、29所属については、把握が不十分若しくは全く把握されていなかった。

所属職員に対し職員災害対応ハンドブック記載内容の周知の徹底を図るとともに職員の自所属以外の参集場所に関する情報を整備されたい

(5) 災害対応に従事する職員の生活を維持する体制は整備されているか

ア 備蓄食糧を分散保管すべきもの

各地域振興局の防災対応マニュアルでは、本部要員の生活維持の確保について次のとおり記載されている。

「企画振興部は、地方連絡本部長、本部長及び職員の人数を確認し、食料を確保する。地方連絡本部管内で調達が困難な場合は、災害対策本部物資調達班と調整し、本部要員の全員の食料を確保する。毛布等必要物資も同様とする。当面は、備蓄食糧で対応する。」

各地域振興局で管理する備蓄食糧は、各合同庁舎ごとに乾パンと水が150人×2日分が保管されている。これには、各部で応急対応にあたる職員のものも含まれると思われる。

災害発生時に単独事務所へ備蓄食糧を配布するのは困難と思われるので、それぞれ分散保管するよう検討されたい。

(6) 災害の状況及び応急対策の状況を記録保存する体制は整備されているか

ア 災害の状況及び応急対策の状況を記録保存する体制を整備すべきもの

災害応急対応の活動履歴記録体制の整備については、12所属が未整備であった。地方連絡本部のなかに、「マニュアルに定められた本部への報告様式を作成し時系列に並べれば活動履歴になるので特に活動履歴の作成は考えていない」との回答があった。

災害時の混乱した状況で各市町村、各部から送られてくるFaxや電話で聴取した情報をもとに作成した報告様式、本部からの指示・伝達事項や市町村や各部への送信記録など予想される膨大な用紙を時系列で整理することで活動履歴を作成する方法も有効であると考ええる。

しかし、活動記録の保存方法をこれとすれば、災害時の混乱した状況で膨大な情報が記載された用紙を散逸しないようどこに、どのように保存し、誰が管理し整理するのかといったことをあらかじめ明確しておく必要があると考える。

災害時の応急対応の状況を記録保存する体制について、各部の状況に合わせ、あらかじめ明確にするなど適切に整備されたい。

(7) 防災資機材等の管理状況は適切か

ア 非常用発電機の点検整備を適切に行うべきもの

非常用の発電機は、投光器とともに各地域振興局8カ所の防災備蓄庫に40台、5保健所に5台の合計45台が配備されている。このうち、定期的に作動確認を行っている所属は6カ所のみであった。残りの7カ所については作動確認がなされておらず、平成8年に配備されて以来、梱包未開封のまま保管されている所属もあった。

作動確認を行っている所属も年1回防災訓練の際エンジンをかけて点検を行っているのみであった。

発電機に添付されている取り扱い説明書によると、「非常用電源などの用途で常時使用しない場合は、いつでもつかえるように毎月1回試運転を行ってください。燃料やオイルは長時間放置すると自然劣化して、エンジンがかかりにくくなり、また故障の原因にもなります。燃料は自然劣化しますので3ヶ月に1回定期的に新しい燃料と入れ替えてください。」「オイル

は使用しなくても自然に劣化します。定期的に点検、交換を行ってください。」と記載されている。

長期間運転していないエンジンは、シリンダー内のオイルが流下しているため、始動前に点検を行わないとシリンダー破損のおそれがある。

非常用発電機について、梱包未開封の発電機は、始動前に点検しオイル交換を行いすみやかに作動確認を行うとともに、定期的に作動確認と燃料・オイル交換を行うなど適切に点検整備されたい。

イ 防災資機材等の現品管理を適切に行うべきもの

防災資機材等については、各企画振興部、健康福祉部、林務環境部、建設部にそれぞれ配備されている。企画振興部、健康福祉部、建設部については、配備品の品目、数量が山梨県地域防災計画、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル、山梨県水防計画等に記載されている。

提出された防災資機材管理状況調査票により現品確認を行ったところ、ほとんどの所属で備品一覧に記載されている数量と現品数量が一致しないものがあった。

防災資機材等の管理にあたっては、管理責任の所在を明確にし、台帳の整理を行うとともに定期的な点検を実施し、不足する物品は早急に補充するなど適切に管理されたい。

3 むすび

大規模災害の発生に対し適切に対処するには、あらかじめ災害発生時の状況を想定し、対応マニュアルを作成したうえで、それに基づく訓練を実施するなど、内容点検を行うことが有効である。

防災対応マニュアルは作成すればそれで終わる訳ではなく、そのマニュアルを使用者にいかに周知するか、また、常にその内容点検を行い、不備な点は改善するといった恒久的な取り組みが必要と考える。

今回の監査は、大規模災害発生時における初動体制の整備状況について、達成度を受検機関自らが判断し作成した「自己評価調書」により実施した。

これは、自己評価を行うことで各機関で抱える問題点について自己認識し、自ら改善の取り組みを実施されることを期待したものである。

今後ともこれらの取り組みが実施され、災害発生時の迅速かつ適切な対応により多くの県民の生命、財産が保護されることを期待するものである。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番